

厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）  
分担研究報告書

わが国の現状と課題の抽出・課題解決の方策の検討

**第 15 条 たばこ製品の不法取引廃絶**

研究分担者 曾根 智史（国立保健医療科学院 企画調整主幹）

研究要旨

たばこ規制枠組み条約（FCTC）第 15 条 たばこ製品の不法取引廃絶（すべての形態の不法取引：密輸、偽造、不法製造の廃絶、国内法の整備・実施と地域レベル～国際レベルの連携）」に関して、文献・情報検索等を通じてわが国の現状の把握と問題点の整理を行い、以下の結論を得た。

（1）日本国内では、密輸入を含むたばこ製品の不法取引の事例は、表面上それほど多くない。

（2）国内では、たばこ事業法によってたばこ栽培、製造、流通、価格が統制され、FCTC 第 15 条の遵守に関して一定の役割を果たしていると考えられる。

（3）過去に、JT が買収した海外たばこ事業者が買収以前にカナダにおいて密輸関連行為に関わったとされ、買収後にカナダ政府に多額の過料を支払った事案があった。現在、JT は、不法取引を排除する方針を示しているが、今後も JT（JT International）の海外での活動を注意深く観察する必要がある。

（4）インターネット上には、途上国から割安なたばこを個人輸入する手続きを代行する業者が存在する。ただし、この場合もたばこ税及びたばこ特別税等が課される。現在の為替の状況（円安）や途上国におけるたばこ価格の上昇傾向を考慮すると、個人輸入のメリットは現時点ではそれほど大きくない。たばこ税等の脱税は処罰の対象になる。

（5）FCTC 第 15 条の推進は、たばこ事業法の趣旨や JT 等の利益と合致する可能性がある。わが国のたばこ対策全体における第 15 条の優先順位について十分検討する必要がある。

A．研究目的

たばこ規制枠組み条約（FCTC）第 15 条たばこ製品の不法取引廃絶（Illicit trade in tobacco products）の中心は以下の 2 点である。

- ・すべての形態の不法取引（密輸、偽造、不法製造）の廃絶
- ・国内法の整備・実施と地域レベル～国際レベルの連携

本研究では、FCTC 第 15 条について、文献・情報検索等を通じて、わが国の現状の把握と問題点の整理を行った。

B．研究方法

第 15 条での用語の定義：

密輸：純正品を関税や税金を納めずに密輸すること

偽造：純正品に見せかけた模造品を作ること

不法製造：正規に作られているが、別のブランド名をつけて密輸され、他国の不法マーケットで売られる

これらは、いずれも税金を払っていない点が共通している。高税率で取り締まりが緩い地域で多発していると言われている。

今回、文献、法令、ウェブサイト等からの情報に基づき、わが国の現状の把握と問題点の整理を行った。

C．研究結果

## 1. わが国のたばこ密輸の現状について

下記のようにいくつかの違反事例が報告されている。

(1) 免税品店向け商品を密輸して無許可販売した者が摘発された事例 (H12)。

(2) 偽造タバコの大規模密輸事例 (H12)

日本たばこ産業 (JT) の人気銘柄「セブンスター」などの偽造品が出回った事件で、横浜税関は 2000 年 11 月 30 日、主犯格を含む 3 人を、関税法違反の疑いで水戸地検に告発した。3 人はすでに商標法違反罪などで起訴されている。

横浜税関の調べによると、主犯格の男は 5 月下旬、「マイルドセブナイト」と「セブンスター」の偽造品約 28 万 6,000 箱をサンダルの段ボールに紛れ込ませるなどして、中国から横浜港に密輸入した。他の 2 人は、密輸入した偽造品と知りながら、転売目的で偽たばこを買った。

本事件は 6 月に群馬、茨城、埼玉の 3 県で計 68 箱の偽たばこが見つかって発覚した。東京、沖縄、青森なども含めて 1 都 9 県の販売業者に流れ、百数十箱が消費者に売られた模様である。

(3) 東日本大震災の影響によるたばこ不足に乗じた紙巻きたばこの密輸入増加

平成 23 年の成田空港における紙巻きたばこの摘発件数・押収量は 5 件/57,880 本であったが、大震災の影響を受け、紙巻きたばこが極端に品薄になった時期の 5 月から 6 月にかけての 1 ヶ月間に、4 件の密輸入事件を摘発し、計 48,800 本の紙巻きたばこを押収した。(平成 24 年 2 月 8 日東京税関報道発表)

## 2. たばこ事業法による規制

後述 6. (1) の「たばこ事業法 (抜粋)」で示すように、わが国ではたばこ事業法によって、たばこ栽培、製造、流通、価格が統制されている。輸入業者、卸売業者、小売り業者が国への登録許可制となっている。また、製品へのマーキングや流通管理が徹底されており、密輸出や偽造品・密輸品の国内流通を抑制している。

## 3. 並行輸入の状況

インターネット上には、途上国から割安なたばこを個人輸入する手続きを代行する業者が存在する。ただし、税関によると(後述 6. (4) 掲載の文書)、国際郵便を利用し、個人が自己の用に供する目的で紙巻たばこ等を輸入する場合は、関税、たばこ税及びたばこ特別税等が課される。紙巻きたばこの場合、関税は暫定無税であるが、たばこ税およびたばこ特別税が 1000 本 (20 本入り 50 箱分) につき 12,244 円かかり、これは 1 箱につき約 245 円に相当する。国内小売価格が 1 箱 410 円の紙巻きたばこであれば、送料込みで 1 箱 165 円以下であればペイすることになる。しかしながら、現在の為替の状況 (円安) や途上国におけるたばこ価格の上昇傾向を考慮すると、わざわざ個人輸入するメリットは、現時点ではそれほど大きくないと推察される。たばこ税等の脱税は当然処罰の対象になり、税関によりその点に関する注意喚起も行われている。

## 4. JT の不法タバコに対する態度

JT は不法たばこに対して、下記のように排除の姿勢を示している。

【JT ウェブサイトより】

([http://www.jti.co.jp/corporate/enterprise/tobacco/responsibilities/position\\_anti\\_contraband/index.html](http://www.jti.co.jp/corporate/enterprise/tobacco/responsibilities/position_anti_contraband/index.html)、平成 27 年 4 月 20 日確認)

### たばこ製品の不法な取引に対する取り組み

#### JT の姿勢

偽造や密輸は犯罪であり、決して許されるものではありません。

JT は偽造や密輸といった不法取引に関与する組織とは断固として対決し、これらの活動を助長するような行為を行いません。

#### JT の取り組み

JT は関係法令の遵守はもとより、下記の取引原則に基づいて製造たばこを販売しております。

・信用性、適法性を確認した取引先のみ販売すること

・当該市場の合理的な需要数量を勘案した上で適正と考えられる数量のみを販売すること

・当社製造たばこを、指定された市場において取引先が販売すること

JTは取引先に対しても本趣旨の理解と賛同を求めます。また、取引先に取引原則違反のおそれがある場合には、是正の要請、販売停止、及び行政当局への通報などの対策をとります。

JTは各国政府や他業界と連携して取り組んでいます。

・日本政府をはじめとする各国政府機関と協力して不法取引対策に当たっています。

・国際商業会議所のBASCAP(Business Action to Stop Counterfeiting and Piracy: あらゆるビジネスセクターが連携し、国境を越えて模倣品・海賊版の撲滅に取り組むプロジェクト)への参画など、商標権侵害問題に対して国際的・業種横断的に取り組む機関へ参加しています。

海外におけるたばこ製品の不法取引に対しては、JT(JT International社: 海外たばこ事業統括子会社)が、上記「JTの姿勢」に基づき、厳格に取り組んでおります。もっとお知りになりたい方はJTIサイトをご参照ください(英語サイトになります)。

#### たばこ製品の個人輸入について

インターネット等を利用して海外から個人輸入されるたばこは、JTが把握する適正な流通過程を経たことが確認できないため、そのたばこが健康を害するような偽造品であるおそれも否定できません。

国際郵便等により輸入されるたばこには、必ずたばこ税及びたばこ特別税が課されますので、これを納付せずに輸入することは法令違反となります。

たばこの個人輸入手続きを代行するインターネットサイトには、たばこ税等の脱税をほのめかすサイトや、代金を入金したにもかかわらず商品が納品されないケースがあることも確認されております。このような事例を把握した場合には、行政当局へ情報提供いたします。

5 .JTが買収した企業の買収前の密輸問題について

JTがRJRグループから買収したたばこ企業が買収以前に行った密輸関連行為に関してカナダ政府から過料を請求された件について、JTは最終的に150万カナダドルをカナダ政府に支払うことで合意した。以下は本件に関するJT文書である。

([http://www.jti.co.jp/investors/press\\_releases/2010/pdf/20100413\\_01.pdf](http://www.jti.co.jp/investors/press_releases/2010/pdf/20100413_01.pdf)、平成27年4月20日確認)

#### JTとカナダ政府当局との製造たばこ密輸問題に係る和解について(2010年4月13日付JT木村宏社長発出)

当社は、連結子会社であるJTI-Macdonald Corp.(旧RJR Macdonald社、以下「JTI Macdonald社」)が、カナダ政府当局(注1)との間において、たばこ密輸や偽造の問題を解決するための協働体制の構築に向けた包括契約等の締結に合意するとともに、当社による買収(注2)以前の密輸関連行為に関し一定の行政法規違反答弁を行った上で過料150百万カナダドルを支払うことにより、カナダにおける密輸問題を包括的に解決することといたしましたので、お知らせいたします。

これにあわせ、当社と、問題の行為が行われた時期に旧RJR Macdonald社を保有していたR.J.Reynolds Tobacco Holdings, Inc.(旧RJR Nabisco, Inc.)他(注3)との間の買収契約に基づき当社が有する求償権の取り扱いについても合意いたしました。

(注1)カナダ連邦政府及び各州・準州政府

(注2)JTは1999年にRJR ナビスコ社他から米国以外のたばこ事業を買収しております。

(注3)本件と同時にRJRグループは、総額400百万カナダドルを支払い、カナダ政府当局と和解することと承知しております。

密輸品の存在は、当社グループ商品のブランド価値を毀損することはもとより、取引先や消費者に不利益を及ぼすものであり、これまで当社グループとしてその対策に取り組んでまいりました。本件に

より、これまでの当社グループでの取り組みに加え、カナダ政府当局との間でより効率的かつ建設的な密輸品・偽造品対策のための体制が構築され、密輸品・偽造品から当社グループ商品のブランド価値を保全することができるものと考えております。

カナダ政府当局は、当社買収以前の密輸関連行為に関し、JTI Macdonald 社等に対して民事上・刑事上の訴訟を提起しております。加えて、JTI Macdonald 社はカナダケベック州税庁による課税通知の送付を受けたことから、通常の事業運営を継続するために、CCAA（企業債権者調整法）の申請を行い、現在も同法の適用下にあります。今回の合意により、JTI Macdonald 社等に対するカナダ政府当局による密輸関連訴訟が全て取り下げられ、CCAA についての終了に向けた環境が整うことから、当社グループのカナダ事業の早期正常化に資するものと考えています。

RJR グループとカナダ政府当局との和解を含む一連の合意の結果、当社グループ及び RJR グループによるカナダ政府当局に対する金銭的負担総額は 550 百万カナダドルとなります。当社グループとして 1999 年の買収契約に基づき RJR グループに対して有する密輸関連に起因する損害の求償権を実行し、その取扱いにつき交渉してきた結果、JTI Macdonald 社は、当該金銭的負担総額 550 百万カナダドルの内、過料 150 百万カナダドルのみを負担すること等により、その取り扱いに合意しました。

## 6 . 国内の関連法規（下線は筆者による）

### （1）たばこ事業法（抜粋）

（原料用国内産葉たばこの生産及び買入れ）

第三条 日本たばこ産業株式会社（以下「会社」という。）は、毎年、その製造する製造たばこの原料の用に供しようとする国内産の葉たばこ（以下「原料用国内産葉たばこ」という。）の買入れを行おうとする場合においては、すべて、あらかじめ、会社に売り渡す目的をもつてたばこを耕作しようとする者（以下「耕作者」という。）と原料用国内産葉たばこの買入れに関する契約を締結するものとする。

2 前項に規定する契約においては、たばこの種類別の耕作面積並びに葉たばこの種類別及び品位別の

価格（以下「葉たばこの価格」という。）を定めるものとする。

3 会社は、財務省令で定めるところにより、耕作者の会社に対する第一項に規定する契約の申込みに必要な事項を公告するものとする。

4 会社は、第一項に規定する契約に基づいて生産された葉たばこについては、製造たばこの原料の用に適さないものを除き、すべて買入れるものとする。

5 前項に規定する買入れに際しての葉たばこの品位に係る決定の方法については、財務省令で定める。

（会社以外の製造の禁止）

第八条 製造たばこは、会社でなければ、製造してはならない。

（製造たばこの販売価格）

第九条 会社は、その製造に係る製造たばこで現に販売をしていない品目の製造たばこを第二十条の登録を受けた者（以下「卸売販売業者」という。）に販売しようとする場合においては、当該製造たばこの品目ごとに一の販売価格の最高額（消費税法（昭和六十三年法律第八号）に規定する消費税、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）に規定するたばこ税及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税に相当する金額を含む。以下この条において「最高販売価格」という。）を定めて、当該製造たばこを製造場から移出する時までに、財務大臣の認可を受けなければならない。

2 会社が既に前項及びこの項の認可を受けて販売をしている製造たばこがある場合において、当該認可に係る最高販売価格を変更しようとするときは、その実施の時期を定めて、あらかじめ、財務大臣の認可を受けなければならない。

3 財務大臣は、前二項の認可の申請があつた場合において、会社が当該申請に係る最高販売価格で当該製造たばこを販売した場合に、消費者の利益を不当に害することとなると認めるときは、前二項の認可をしてはならない。

4 財務大臣は、第一項又は第二項の認可をした最高販売価格が経済事情の変動その他の事由により前項の趣旨に照らして不相当となつたと認める場合には、会社に対し、相当の期間を定めて、当該最高販売価格の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

5 会社は、その製造する製造たばこの卸売販売業者に対する販売について、第一項又は第二項の認可を受けた最高販売価格を超える金額を受領してはならない。

6 前各項の規定は、会社がその製造する製造たばこを第二十二条第一項の許可を受けた者（以下「小売販売業者」という。）に販売しようとするときに準用する。この場合において、第一項中「及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税に相当する金額」とあるのは、「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税、同章第五節に規定する道府県たばこ税及び同法第三章第四節に規定する市町村たばこ税に相当する金額」と、第五項中「卸売販売業者」とあるのは「小売販売業者」と読み替えるものとする。

（製造たばこの特定販売業の登録）

第十一条 自ら輸入（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第一号に規定する輸入をいう。以下同じ。）をした製造たばこの販売を業として行おうとする者は、財務大臣の登録を受けなければならない。

（以下、省略）

（製造たばこの卸売販売業の登録）

第二十条 製造たばこの卸売販売（消費者に対する販売以外の販売をいう。以下同じ。）を業として行おうとする者は、当分の間、財務大臣の登録を受けなければならない。ただし、会社又は特定販売業者がその製造し、又は輸入した製造たばこの卸売販売を行おうとする場合は、この限りでない。

（製造たばこの小売販売業の許可）

第二十二條 製造たばこの小売販売（消費者に対する販売をいう。以下同じ。）を業として行おうとする者は、当分の間、その製造たばこに係る営業所（以

下第三十七条まで及び第四十九条において「営業所」という。）ごとに財務大臣の許可を受けなければならない。会社又は特定販売業者が小売販売を業として行おうとするときも、同様とする。

（以下、省略）

（小売定価の認可）

第三十三條 会社又は特定販売業者は、その者の現に販売をしていない品目の製造たばこ（その者が自ら製造し、又は輸入するものに限る。以下この条において同じ。）の販売をしようとする場合においては、当分の間、政令で定めるところにより、その品目ごとに一の小売定価を定めて、当該製造たばこを製造場から移出し、又は輸入する時まで、財務大臣の認可を受けなければならない。

（以下、省略）

（小売定価以外による販売等の禁止）

第三十六條 小売販売業者は、第三十三條第一項又は第二項の規定による認可に係る小売定価によらなければ製造たばこを販売してはならない。ただし、小売販売業者が他の小売販売業者に臨時の在庫補充用として製造たばこを販売する場合その他の財務省令で定める場合は、この限りでない。

2 小売販売業者は、第三十三條第一項又は第二項の規定による認可に係る小売定価がない製造たばこを販売してはならない。

（2）たばこ税法（抜粋）

第十一条 たばこ税の税率は、千本につき五千三百二円とする。

2 特定販売業者（たばこ事業法第十四条第一項（特定販売業の承継）に規定する特定販売業者をいう。以下同じ。）以外の者により保稅地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、前項の規定にかかわらず、千本につき一万四千四百二十四円とする。

（3）一般會計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（たばこ特別税関連部分抜粋）

第八条 たばこ特別税の税率は、千本につき八百二十円とする。

2 たばこ税法 附則第二条 の規定の適用を受ける製造たばこに係るたばこ特別税の税率は、前項の規定にかかわらず、千本につき三百八十九円とする。

3 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十八条の二第一項 の規定の適用を受ける製造たばこに係るたばこ特別税の税率は、第一項の規定にかかわらず、千本につき五百円とする。

#### （４）関税法関連

（<http://www.customs.go.jp/tsukan/yubin/tobacco.htm>、平成 27 年 4 月 20 日確認）

#### 国際郵便を利用したたばこの個人輸入について（税関文書）

国際郵便を利用し、個人が自己の用に供する目的で紙巻たばこ等を輸入する場合は、下記の表のとおり、関税、たばこ税及びたばこ特別税等が課されます。

国際郵便を利用して輸入されるたばこは課税価格の多寡に関わらず、たばこ税及びたばこ特別税は必ず課されますので、郵便物の外装に貼付する税関告知書には品名・数量を正しく記載してください。

また、インターネットにおいて、たばこの個人輸入手続代行サービスを手掛けるサイトが多数存在しますが、中にはたばこ税等の脱税をほのめかすサイトもあります。安易に利用した場合、法令により処罰されることもありますのでご注意ください。

なお、個人で輸入したたばこを転売することは、法律により禁止されています。

たばこの種類	関税	たばこ税及びたばこ特別税		消費税及び地方消費税
紙巻たばこ	暫定無税	1,000 本につき 12,244 円		8 %
パイプたばこ	協定 29.8% 又は	1 kg につき 12,244	1 g は紙巻 1 本で換算	8 %

	基本 35%	円		
葉巻たばこ	協定 16% 又は 基本 20%	1 kg につき 12,244 円		8 %

課税価格の合計が 1 万円以下の場合、関税及び消費税は免税となります。

#### D．考察および結論

以上の結果より、今後の対策に向けた課題についてまとめると以下の通りとなる。

- （１）日本国内では、密輸入を含むたばこ製品の不法取引の事例は、表面上それほど多くない。
- （２）国内では、たばこ事業法によってたばこ栽培、製造、流通、価格が統制され、FCTC 第 15 条の遵守に関して一定の役割を果たしていると考えられる。もし、今後たばこ事業法の改廃を求めるのであれば、この点を考慮する必要がある。
- （３）過去に、JT が買収した海外たばこ事業者が買収以前にカナダにおいて密輸関連行為に関わったとされ、買収後に JT がカナダ政府に多額の過料を支払った事案があった。現在、JT は、不法取引を排除する方針を示しているが、今後も JT（JT International）の海外での活動を注意深く観察する必要がある。
- （４）インターネット上には、途上国から割安なたばこを個人輸入する手続きを代行する業者が存在する。ただし、国際郵便を利用し、個人利用目的で輸入する場合でもたばこ税及びたばこ特別税等が課される。現在の為替の状況（円安）や途上国におけるたばこ価格の上昇傾向を考慮すると、個人輸入のメリットは現時点ではそれほど大きくない。たばこ税等の脱税は処罰の対象になる。

(5) FCTC 第 15 条を推進することは、たばこ事業法の趣旨や JT 等たばこ産業側の利益と合致する可能性がある。わが国のたばこ対策全体における第 15 条の優先順位について十分検討する必要がある。

E . 健康危険情報

なし

F . 研究発表

なし

G . 知的財産権の出願・登録状況

なし